

< 公的年金額は配偶者の死亡でどうなる？ >

夫婦合計288万円

(夫の厚生年金 132 万円 + 夫と妻の基礎年金 78 万円ずつ)



夫が死亡…妻177万円

(遺族年金+妻の基礎年金)

妻が死亡…夫 210 万円

(注)1. この例では遺族年金は夫の厚生年金(132 万円)の 4 分の 3 相当の 99 万円となっている

2. 夫の現役時代の平均年収は 600 万円、妻は専業主婦、共に 40 年加入として試算。加給年金は考慮せず。

(日本経済新聞 2017・7 月 15 日から要約抜粋)